長野県産ペレットの燃料供給に係る協定書

ストーブ等の購入者　　　　　　　　　と長野県産ペレットの販売業者

（以下「販売事業者」という。）は箕輪町ペレットストーブ等設置事業補助金交付要綱第５条第１項第３号の規定により、長野県産ペレットの燃料供給に関する協定を次のとおり締結する。

|  |  |
| --- | --- |
| 協定期間 | 年　　月　　日　から３年間 |

なお、この協定はストーブ等の購入者と販売事業者との売買契約を拘束するものではない。

令和　　　年　　　月　　　日

ストーブ等の購入者　（住　所）

（氏　名）

販売事業者　（住　所）

（氏　名）